

令和4年度第1回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所		令和4年9月20日:リモートにより開催																	
委 員		委 員 長	尾花 真理子 : 弁護士																
		委 員	郷田 桃代 : 東京理科大学工学部教授																
		委 員	堀江 正之 : 日本大学商学部教授																
抽出案件		<備考>																	
<table border="1"> <tr> <td>工事</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(小計)一般競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td> 公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 指名競争</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 随意契約</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント業務等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>物品又は役務等</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3件</td> </tr> </table>		工事	1件	(小計)一般競争	1件	公募型及び工事希望型指名競争	-	指名競争	-	随意契約	-	建設コンサルタント業務等	-	物品又は役務等	2件	合 計	3件	委員会開催にあたり 委員長に 尾花 真理子 委員 を選任した。	
工事	1件																		
(小計)一般競争	1件																		
公募型及び工事希望型指名競争	-																		
指名競争	-																		
随意契約	-																		
建設コンサルタント業務等	-																		
物品又は役務等	2件																		
合 計	3件																		
		意見・質問	回 答																
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等		別紙のとおり	別紙のとおり																
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし																	

委 員	海 上 保 安 庁
<p>予定価格を定めるにあたり、市場の状況が分からない場合は見積価格や実例価格を採用せざるを得ないことは理解できるが、将来的には何か工夫をしようという試みを続けてほしい。</p> <p>落札率 100%というのは、一般論で言うと正常ではないと思う。資料からは買入契約で多くなる傾向にあるようだが、要因について深く分析すれば色々課題が明らかになるはず。</p> <p>低入札価格調査の発生状況を見ると極めて低いものもあり、あまりにも開きがあると予定価格とは何なのか、という話にもなりかねない、全体を通して予定価格の立て方に課題等がないのか。</p>	<p>(事務局より令和3年10月から令和4年3月の間の契約全体の概要について説明)</p> <p>今後検討したい。</p> <p>詳細については調べて後ほど回答する。</p> <p>[後日事務局からの回答] 本件の契約業者へ聞き取りでは、「公共工事受注実績を作るため、経費を極限まで切り詰めている」との説明。</p>
<p>【抽出事案審議（1）】 <物品買入：一般競争契約> 「ソフトウェアライセンス1式ほか11点買入」（本庁）</p> <p>【審議案件に関する委員の質疑】</p> <p>①ソフトウェアライセンスは汎用性のあるものか。 ②そうであればなぜ1者応札となっていたか、について確認したい。</p> <p>なお、本案件については、他にも高額な物品購入を1者入札で契約相手先が落札しており、また契約相手先HPに海上保安庁のHPへのバナーリンクが置かれており、貴庁との関連性も確認したい。</p>	<p>【審議案件に関する主な説明】</p> <p>①ライセンスの種類は2種類あり、ソフトウェアライセンス、保守ライセンスとも汎用性がある。 ②1者応札の理由は、入札参加申込業者は2者だったが1者が申込締切り前に辞退したことから結果的に1者応札となったもの。 辞退した業者に理由を確認した処「当初、ライセンス卸売り業者を経由して販売する予定でしたが、卸売り業者から取引の実績がないため対応不可と回答があり辞退した」と回答があった。 応札可能と思われる別の業者に応札出来ない理由を確認した処、「自社が販売したハードウェアに係るライセンスではなく、落札の見込みがない」と回答があった。 結果としてライセンスの汎用性はあるものの、この機種を選定したため取扱業者が少ない状況であったと思慮される。</p>

【追加の質疑】

本件の契約業者は、本件以外の関連契約についても1者入札で落札しており、金額も総額で約1億5千万円に上る。

本件の入札では、1者が申込締切り前に辞退したことだが、それ以外で辞退した理由はあるか。

また、「自社が販売したハードウェアに係るライセンスではなく、落札の見込みがない」との説明について、どのような背景なのか教えてほしい。

今後の対応として、もう一段踏み込んで競争性を高める方策を検討してほしい。

【抽出事案審議（2）】

＜役務：一般競争契約＞

「測量船いせしお中検修理」（四管区）

【審議案件に関する委員の質疑】

1者入札で、8回も入札をしたのはなぜか。

また、この案件を含め第四管区の船の修理案件は、すべて1者入札で落札業者も異なり、落札率も高いことから、調達方法に何か工夫ができないか。

双方の業者に確認し後ほど回答する。

〔後日事務局からの回答〕

本件は、『テレビ会議システム』の「ソフトウェアライセンス」及び「機器保守のライセンス」の継続をするもの、前回は複数者での入札により落札した。

今回は、当該落札業者がライセンス取得のノウハウを有していたため、新たに参入する業者は入札を前に辞退した旨の説明を受けた。

競争性を高めるために、仕様内容（ライセンス期間等の設定等）について、より慎重に検討を行い、更に市場調査を行い、入札参加を呼びかけることとする。

【審議案件に関する主な説明】

本件は年内に修理を実施しなければ、船舶の運用に支障が生じるため、入札者に対して入札継続の意思確認をしたところ、先方から希望するとの意思表示があり継続したところ、結果として第8回目で落札となったもの。

今回抽出のあった、令和3年10月から令和4年3月までの間における船舶の修理案件7件は何れも1者応札だが、令和3年4～9月までの4件では2件が2者応札となっているほか、令和4年度の船舶修繕3件の一般競争入札においても、1者応札は1件のみであり、2件は何れも2者が応札している。

「測量船いせしお中検修理」の請負造船所は平成29年度から当該業者1者のみであり、請負可能と思われる他の造船所に今回、入札に参加できなかった理由を聴取したところ、船台に空きがなかった旨の説明。

船舶の修理は、請負造船所の受注状況によって参加可能業者が変動するため偶発的に1者応札が多かった。

【追加の質疑】

偶発的に1者応札が多かったとのことだが、一般的な見方として、船舶と修理業者が紐づけられているのでは、とみられる懸念がある。

当該業者以外の2者が入札に参加しない理由は何か。

船舶と修理業者で紐づけされていないか、注視してほしい。

船舶の修理は貴庁業務の中で極めて重要なもの、継続して同じ業者に修理してもらった方が良いといった事情等はあるのか。

船舶の修理契約が本契約以外で7件あるが、先ほどの2者は、この7件の入札に参加しているのか。

管内にどういう条件で、何者ぐらい修理できるか把握したうえで入札を行うことが必要である。

引き続き市場の動向を調査していただきたい。

予め修理の時期を周知することで競争が図れるかもしれない。

【抽出事案審議（3）】

<工事：一般競争契約>

「草垣島灯台災害復旧工事」（十管区）

【審議案件に関する委員の質疑】

1者入札で契落札率が99.85%と高く、契約金額も183,040,000円と高額であることから、入札要項、入札手続きについて確認したい。あわせて

測量船いせしおについては、過去直近5年間の修理は当該1者のみ。

各年度の入札の回数は、
平成29年度・・・1回
平成30年度・・・2回
令和元年度・・・1回
令和2年度・・・1回

で測量船いせしおを修理可能な造船所は東海地方に非常に少ない現状がある。

さらに5年以上前に遡っても当該業者以外に2者程度しか対応できる業者がない状況。

管内に対応可能な業者が少ないことが1者応札の主な理由ではないかと分析している。

2者に個別に聞き取りを行ったところ、

「修理の時期に船台が開いていなかった」との回答だった。

他の船舶の修理を請け負っている間は当庁の船舶の修理ができないという状況があるのかと思う。

当庁の船舶修理契約においては競争性を確保するよう努めている。

特段継続して同じ業者に修理してもらう必要はない。

7件の契約の内訳について、3つの造船所がそれぞれ入札に参加し修理を行った。

今後そのあたりも留意しながら調達を進めていく。

【審議案件に関する主な説明】

入札要項について、国土交通省一般競争参加資格の「土木工事業」のA又はB等級業者による一般競争入札とした。

<p>【全体を通じた質疑】</p> <p>入札参加資格の等級拡大について客観的な基準は。</p> <p>1 者入札で、参加者が固定されているような場合に、調達側が拡大の理由を説明できることが重要である。</p>	<p>に合わせ工程管理が可能な 1 者との契約の方が望ましいと思慮する。</p> <p>等級の拡大については、過去の同じような入札で応札者がいなかったり少なかった場合は等級の拡大する基準を策定している。</p> <p>競争性を高めるため、現在の基準について再確認する。</p>
--	--

審議の結果

本日の審議について講評させていただきます。

まず総論として

御庁の調達状況について詳細に資料を作成頂き、誠にありがとうございます。引き続きこのような形で問題点の究明、分析をお願いします。

今回3件審議案件を抽出し、審議しましたが、御庁の調達方法について疑義がある、又は問題があると結論を出したものはございません。

ただ、非常に重要な事業であるにも関わらず、また複数の業者の入札が見込まれるかもしれないにも関わらず1者入札となったものについては、合理的な説明ができるように工夫していただきたい、というのが総括となると考えております。

次に各論として

一つ目の、「ソフトウェアライセンス1式ほか11点買入」についてですが、以前から導入していたシステムの老朽更新の結果、従前の契約業者の1者入札となったものですが、外部からはベンダーロックインだと疑われる可能性がどうしてもあると認識しています。このような場合は、市場を常に調査し、仕様書を改善していただき、そのような疑いを払拭するような調達手続きを心がけていただきたいと思います。

二つ目の、「測量船いせしお中検修理」についてですが、外部からは船舶ごとに修理業者が紐づけられているかのような疑いの目で見られかねない、という懸念を持っています。引き続き市場を常に調査し、船舶と修理業者が紐づけられているような状況が起こらないよう、仕様書等の改善の試みを続けていただきたいと思います。

三つ目の、「草垣島灯台災害復旧工事」についてですが、過酷な立地で非常に難しい工事であることが良く分かり、本件については1者入札も仕方がないと委員全員が理解しています。一方で、当該業者が入札に参加してくれないような場合、どうするのかという懸念があります。そのために応札者を増やす試みを続けて、特定の1者に頼るような状況にならないような体制を作っていくことが重要だと考えます。

以上でございます。